

住民基本台帳一部の閲覧状況の公表〔公用〕

令和1年11月1日～令和2年10月31日

平成18年11月1日に住民基本台帳法が改正され、ダイレクトメールを送付するなどの営利を目的とした住民基本台帳の一部の写しの閲覧は禁止されました。この改正では、閲覧の目的が公共的なもので、市区町村長が申出を相当と認めた場合に限り閲覧が可能になりました。また、今回の改正で、年に一度、住民基本台帳の写しの閲覧状況を公表するようになりました(住民基本台帳法第11条第3項、同法第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条)

No.	閲覧日	申請機関名	目的	閲覧区域
1	令和1年12月9日 令和1年12月10日	自衛隊東京地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生の募集対象者に募集案内の送付等を行うため(根拠法令:自衛隊法(昭和29年法律第165号)第29条第1項及び第35条)	・市内全域 ・平成10年4月2日～平成11年4月1日 生まれの男女(日本人住民に限る)
2	令和2年5月25日 令和2年5月26日 令和2年5月27日	自衛隊東京地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の募集対象者に募集案内の送付等を行うため(根拠法令:自衛隊法(昭和29年法律第165号)第29条第1項及び第35条)	・市内全域 ・平成14年4月2日～平成15年4月1日 生まれの男女(日本人住民に限る)
3	令和2年8月24日	東京都福祉保健局	東京都統計調査条例に基づく都指定統計「令和2年度福祉保険基礎調査」の対象者抽出のため	秋津町4丁目・富士見町5丁目の65歳以上の男女